

行政資料 pickup!



バックナンバーはこちらから
医療関係者向け情報サイト
「武田テバDI-net」定期情報誌
<https://www.med.takeda-teva.com/di-net/opdbox/info/index.html>

令和4年度診療報酬改定より『地域支援体制加算』の評価について

2022年度(R4)調剤報酬改定にて、地域医療に貢献する保険薬局を評価する地域支援体制加算の見直しが行われました。

地域支援体制加算

地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて類型化した評価体系に見直され、地域支援体制加算1～4に細分化されることとなりました。本資料では算定要件と施設基準についてまとめています。
(調剤基本料の算定等については、「行政資料pickup!29号」にまとめていますのでご確認ください。)

【地域支援体制加算に関する経過措置】

- ・ 2022年3月31日時点で地域支援体制加算を算定している保険薬局で、在宅薬剤管理の実績を満たしていると届出を行っている場合、2023年3月31日まで当該実績を満たしているものとする。
- ・ 2022年3月31日時点で調剤基本料1を算定している保険薬局であって同日後に調剤基本料3の八を算定することになった薬局については2023年3月31日まで調剤基本料1を算定しているものとみなす。

新設、又は主な見直しが行われた箇所は青字で表記。

改定後

【算定要件】

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、**当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数(注2*に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の80に相当する点数)を所定点数に加算する。**

- イ 地域支援体制加算1・・・39点
- ロ 地域支援体制加算2・・・47点
- ハ 地域支援体制加算3・・・17点
- ニ 地域支援体制加算4・・・39点

【施設基準】

四 地域支援体制加算の施設基準

(1) 地域支援体制加算1

- 次のいずれにも該当する保険薬局であること。
- イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。
 - ロ 地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
 - ハ 地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。

(2) 地域支援体制加算2

(3) 地域支援体制加算3

(4) 地域支援体制加算4

※詳細は裏面

改定前

【算定要件】

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、地域支援体制加算として、所定点数に38点を加算する。

【施設基準】

四 地域支援体制加算の施設基準

(1) 次のいずれにも該当する保険薬局であること。

- イ 調剤基本料1を算定している保険薬局であること。
- ロ 地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
- ハ 地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。

* =敷地内薬局

改定後	改定前
<p>【施設基準】 四 地域支援体制加算の施設基準 (2) 地域支援体制加算 2 <u>次のいずれにも該当する保険薬局であること。</u> <u>イ 地域支援体制加算1のイ及びロに該当する保険薬局であること。</u> <u>ロ 地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。</u> (3) 地域支援体制加算 3 <u>次のいずれにも該当する保険薬局であること。</u> <u>イ 調剤基本料1以外を算定している保険薬局であること。</u> <u>ロ 地域医療への貢献に係る必要な体制が整備されていること。</u> <u>ハ 地域支援体制加算1のハに該当する保険薬局であること。</u> (4) 地域支援体制加算 4 <u>地域支援体制加算2のロ並びに地域支援体制加算3のイ及びロに該当する保険薬局であること。</u></p>	<p>【施設基準】 ※加算2~4について表記無し</p>

地域支援体制加算に必要な実績については以下の通りです。改定前の地域支援体制加算は調剤基本料1か、それ以外かで要件が異なっていましたが、今回の改定では4つに区分されました。それぞれの要件は改定前の項目を踏襲し、在宅の実績要件回数が引き上げられています。

実績要件

調剤基本料1の薬局	<p>(1) 地域支援体制加算 1 ……39点 ・4つ以上を満たすこと。 (ただし①～③は必須) ✓ ②、④及び⑤については、保険薬局当たりの直近1年間の実績とする。</p>	<p>① 麻薬小売業者免許 ② 在宅薬剤管理の実績 …………… 24回以上 ③ かかりつけ薬剤師指導料等の届出 ④ 服薬情報等提供料の実績* …………… 12回以上 ⑤ 多職種会議への参加** …………… 1回以上</p>
調剤基本料1以外の薬局	<p>(2) 地域支援体制加算 2 ……47点 (1)の要件を満たした上で、 ・①～⑨のうち、3つ以上を満たすこと。</p>	<p>① 夜間・休日等の対応実績…………… 400回以上 ② 麻薬の調剤実績…………… 10回以上 ③ 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績… 40回以上 ④ かかりつけ薬剤師指導料等の実績…………… 40回以上 ⑤ 外来服薬支援料1***の実績…………… 12回以上 ⑥ 服用薬剤調整支援料1及び2の実績…………… 1回以上 ⑦ 単一建物診療患者1人の在宅薬剤管理****の実績…………… 24回以上 ⑧ 服薬情報等提供料の実績* …………… 60回以上 ⑨ 多職種会議への参加** …………… 5回以上 ✓ ただし⑨は保険薬局当たりの直近1年間の実績、それ以外は保険薬局における直近1年間の処方箋受付回数1万回当たりの実績。 ✓ 直近1年間の処方箋受付回数が1万回未満は、処方箋受付回数1万回とみなす。</p>
調剤基本料1以外の薬局	<p>(3) 地域支援体制加算 3 ……17点 ・麻薬小売業者免許 ・①～⑨のうち、3つ以上を満たすこと。 (ただし④及び⑦は必須)</p>	
調剤基本料1以外の薬局	<p>(4) 地域支援体制加算 4 ……39点 ・①～⑨のうち、8つ以上を満たすこと。</p>	

* = 服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む

** = 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師による参加

*** = これまでの外来服薬支援料は外来服薬支援料1、2として新設

**** = 在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に実施した場合を除く）や、同等の業務を行った場合を含む

令和4年度調剤報酬改定の概要（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911825.pdf>

個別改定項目について（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000905284.pdf>

別紙1-3 調剤報酬点数表（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000894875.pdf> を加工して作成

本資料は、2022年3月4日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。

本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行：武田テバファーマ株式会社 エクスターナルリレーションズ

@2022・04 資料番号：GP-0030